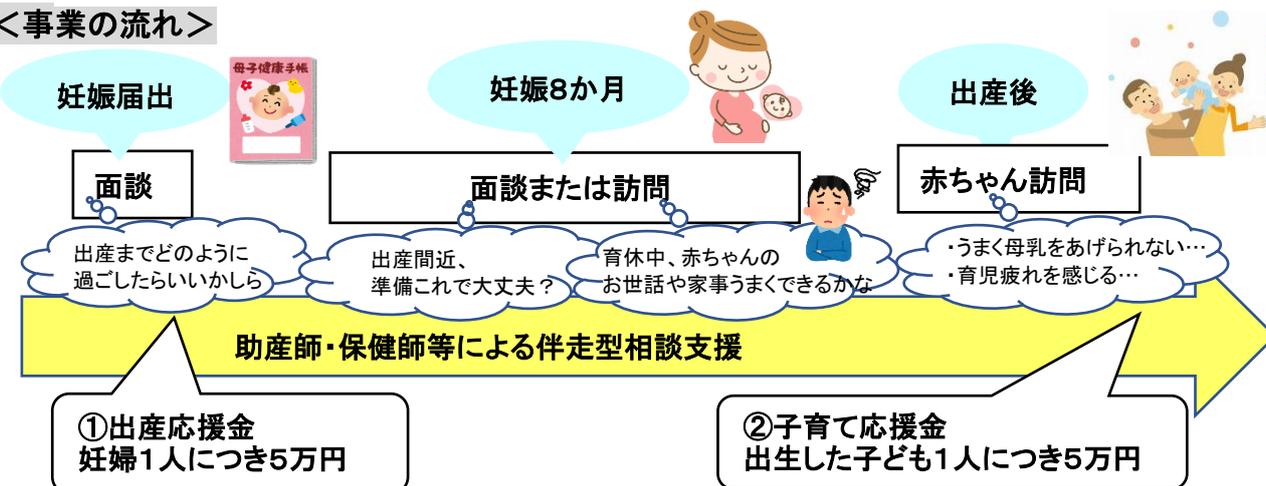


# 幸手市出産・子育て 応援事業のお知らせ

市では、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じ、必要な支援を行う「伴走型相談支援」と、出産応援金と子育て応援金を支給する「経済的支援」を一体とした事業を行い、出産と子育てを応援します。(国の「出産・子育て応援交付金事業」に基づきます)

## <事業の流れ>

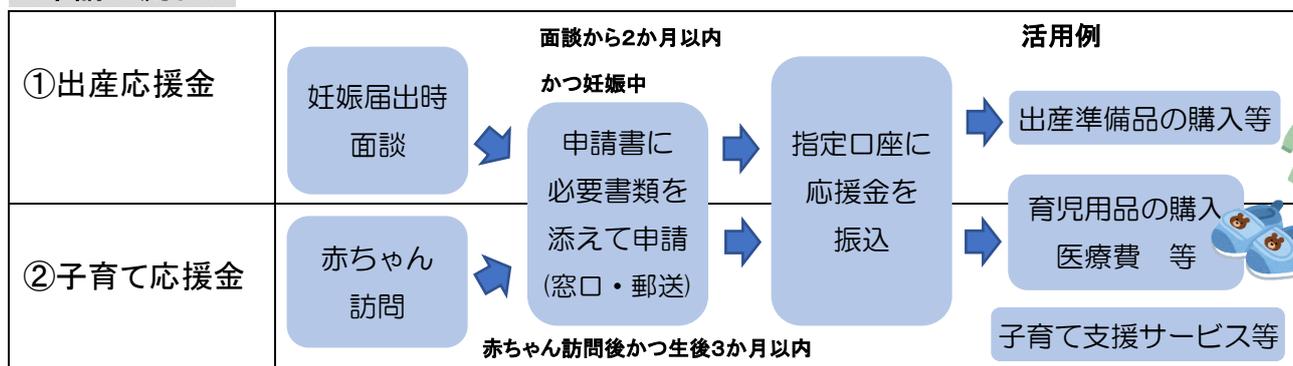


※申請書は、①は妊娠届出時に手渡し、②は出生連絡票受理面談時に手渡し  
(妊娠届出が代理人の場合は、裏面 Q1 参照)

## <対象者>

- ・申請日時点で幸手市に住民票がある方(裏面 Q2 も参照)
- ・令和4年4月1日以降に妊娠、出産した方
- ・他市町村で国の出産・子育て応援金の支給を受けていない方

## <申請の流れ>



## <必要書類>

- (1) 幸手市出産・子育て応援交付金申請書兼請求書
- (2) 本人確認書類の写し(申請書に記入した氏名・住所・生年月日が確認できるもの)  
(申請者・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート など)
- (3) 振込先金融機関口座を確認できる写し(通帳、キャッシュカード など)

**<Q&A>**

Q1 申請には面談が必要ですか？

A1 伴走型相談支援として、妊娠届出や出産後の面談を行います。交付金の支給には面談が必須となるため、代理人が妊娠届出を行った場合、面談日について連絡します。

Q2 妊娠中に市外から転入した場合や、出産後に転入した場合でも申請はできますか？

A2 申請日時時点で幸手市に住民票がある場合は、申請が可能です。ただし、転入前の自治体で交付申請済みの場合は申請できません。申請・給付状況を転入前の自治体に確認させていただきます。

Q3 妊娠届出後に流産(死産)した場合は対象になりますか？

A3 妊娠を対象とした出産応援交付金(5万円)は支給対象になります。

Q4 出産応援交付金の申請は、妊婦以外の者ができますか。

A4 申請者は妊婦本人です。特段の事情で代理人が申請をする場合、委任状が必要です。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

Q5 子育て応援交付金の申請は、対象となる子どもの父親または母親のどちらでしょうか？

A5 お子さんを養育する方が申請できますが、特段事情がなければ、赤ちゃん訪問を受けた母親で申請してください。

Q6 里帰り先で、新生児訪問(赤ちゃん訪問)を受けた場合の「子育て応援交付金」はどこで申請できますか？

A6 住民票のある幸手市で申請を行い、支給します。

**【お問い合わせ先・申請書提出先】**

〒340-0152 幸手市天神島1030-1 こども支援課 こども家庭センター 宛  
電話 0480-42-8457